

(答弁書第百三十号)

内閣参甲第一四二号

昭昭二十二年十二月五日

内閣総理大臣 片山 哲

参議院議長 松平恒雄 殿

参議院議員小川友三君提出少年盲人教育等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

參議院議員小川友三君提出少年盲人教育に關する質問に対する答弁書

一、盲及聾教育義務制については既に学校教育法に明示されているがその義務就学は昭和二十三年度よりこれを実施致したいと思ひます。

現在盲学校における未就学者約六〇%の児童生徒の就学については新憲法の趣旨にそい新入該当者全部を就学させ尙その他の未就学者についても成る可く多く就学させるよう措置したいと計当致しており
ます。

二、盲青年の教育については盲及聾教育制度の改新により新制中学部の上に高等部を設けて高等普通教育及び夫々能力に應じた職業教育を施したいと思ひます。

三、校舎の新築については現在非常に困難な状況にありますが、最善の努力を拂ひ九ヶ年計画を以て逐次その実施に万全を期したいと思ひますが尙不十分な場合は御趣旨の方法を合せ考えたいと思ひます。